

第52号議案

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例において、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る規定を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(芦屋市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市職員の分限の手續及び効果に関する条例(昭和26年芦屋市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(失職の例外) 第5条 任命権者は、 <u>法第16条第1号</u> に該当するに至つた職員のうち、禁この刑に処せられその刑の執行を猶予された者については、その者の罪が過失によるものであり、かつ、火災等災害発生時における緊急出動その他公務中の事故に起因する場合で特に情状を考慮する必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 (略)	(失職の例外) 第5条 任命権者は、 <u>法第16条第2号</u> に該当するに至つた職員のうち、禁この刑に処せられその刑の執行を猶予された者については、その者の罪が過失によるものであり、かつ、火災等災害発生時における緊急出動その他公務中の事故に起因する場合で特に情状を考慮する必要があると認めるときは、その職を失わないものとするができる。 2 (略)

(芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例(昭和43年芦屋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対して、一般職の給与条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した特別職の職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の222.5を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対して、一般職の給与条例に規定する期末手当の支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した特別職の職員についても同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の222.5を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3 (略)</p>

（芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年芦屋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第22条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員で規則で定めるものについても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対応する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員 	<p>(期末手当)</p> <p>第22条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第22条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第22条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員で規則で定めるものについても同様とする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対応する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (略) (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）

改正後	改正前
<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第22条の4 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2～4 (略)</p>

(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市職員の退職手当に関する条例（昭和30年芦屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該</p>

改正後	改正前
<p>非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p>

(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正)

第5条 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和36年芦屋市条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しな</p>	<p style="text-align: center;">(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しな</p>

改正後	改正前
<p>いこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>いこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2～4 (略)</p>

(芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年芦屋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第3号</u>のいずれにも該当しない者</p>	<p>(職員)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 家庭的保育者(法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。)は、市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第18条の5各号及び<u>法第34条の20第1項第4号</u>のいずれにも該当しない者</p>

改正後	改正前
3 (略)	3 (略)

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正)
 第7条 阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例(昭和55年芦屋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(委員の欠格事由等)	(委員の欠格事由等)
第10条 次に掲げる者は、委員となることができない。	第10条 次に掲げる者は、委員となることができない。
(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u>	(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者</u>
(2) (略)	(2) (略)
2 委員は、前項各号のいずれかに該当するに至つたとき、及び2号委員にあつては、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を失つたときは、その職を失う。	2 委員は、前項各号のいずれかに該当するに至つたとき、及び2号委員にあつては、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を失つたときは、その職を失う。
3～4 (略)	3～4 (略)

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正)
 第8条 阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例(平成30年芦屋市条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第12条 次に掲げる者は、委員となることができない。</p> <p>(1) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 委員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったとき、及び2号委員にあっては、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を全て失うに至ったときは、その職を失う。</p> <p>3～4 (略)</p>	<p>(委員の欠格事由等)</p> <p>第12条 次に掲げる者は、委員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2 委員は、前項各号のいずれかに該当するに至ったとき、及び2号委員にあっては、施行地区内の宅地について所有権又は借地権を全て失うに至ったときは、その職を失う。</p> <p>3～4 (略)</p>

(芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第9条 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和34年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職</p>

改正後	改正前
<p>員に対して、その職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第10条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p>	<p>員に対して、その職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</u>又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員（<u>同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>）</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第10条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、</u>又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p>

改正後	改正前
(1) (略)	(1) (略)
(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者	(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職 <u>(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)</u> した者
(3) (略)	(3) (略)
3～9 (略)	3～9 (略)

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第10条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成21年芦屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(給与)	(給与)
第2条 (略)	第2条 (略)
2～6 (略)	2～6 (略)
7 一般職の給与条例第22条の2及び第22条の3の規定は、管理者の期末手当の支給について準用する。この場合において、一般職の給与条例第22条の2第1号中「法第29条」とあるのは「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第8項」と、同条第2号中「法第28条第4項」とあるのは「地方公営企業法第7条の2第10項」と、第22条の3中「任命権者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。	7 一般職の給与条例第22条の2及び第22条の3の規定は、管理者の期末手当の支給について準用する。この場合において、一般職の給与条例第22条の2第1号中「法第29条」とあるのは「地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の2第8項」と、同条第2号中「法第28条第4項」とあるのは「地方公営企業法第7条の2第10項」と、 <u>「法第16条第1号」とあるのは「同条第2項第1号」と</u> 、第22条の3中「任命権者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。
(退職手当の額及び支給方法等)	(退職手当の額及び支給方法等)

改正後	改正前
<p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号。以下「退職手当条例」という。)第13条から第18条までの規定は、管理者の退職手当の支給について準用する。この場合において、退職手当条例第13条第1項第2号中「地方公務員法第28条第4項」とあるのは「地方公営企業法第7条の2第10項」と読み替えるものとする。</p>	<p>第3条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号。以下「退職手当条例」という。)第13条から第18条までの規定は、管理者の退職手当の支給について準用する。この場合において、退職手当条例第13条第1項第2号中「地方公務員法第28条第4項」とあるのは「地方公営企業法第7条の2第10項」と、<u>「同法第16条第1号」とあるのは「同条第2項第1号」と読み替えるものとする。</u></p>

(芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第11条 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成21年芦屋市条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第16条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び次条において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、その職員の在職期間に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定によ</u></p>

改正後	改正前
<p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職した者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>	<p><u>り失職し</u>、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員<u>（同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第17条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その職員の勤務成績に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員についても同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(退職手当)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職した者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定により失職<u>（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）</u>した者</p> <p>(3) (略)</p> <p>3・4 (略)</p>

(芦屋市消防団条例の一部改正)

第12条 芦屋市消防団条例(昭和28年芦屋市条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第11条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) <u>心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない者</u></p> <p>(分限)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条第1号</u>の規定に該当するに至つたとき。</p>	<p>(欠格事項)</p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 第11条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(分限)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その職を失う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>前条第1号又は第2号</u>の規定に該当するに至つたとき。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。
(芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号。以下「整備法」という。)第44条の規定による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。)第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した特別職の職員に係る期末手当の支給については、第2条の規定による改正後の芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行日前に整備法第44条の規定による旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第3条の規定による改正後の芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第22条第1項及び第4項、第22条の2並びに第22条の4第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 この条例の施行日前に整備法第44条の規定による旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る退職手当の支給については、第4条の規定による改正後の芦屋市職員の退職手当に関する条例第13条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 この条例の施行日前に整備法第44条の規定による旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る退職手当の支給については、第5条の規定による改正後の芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第12条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
- 6 この条例の施行日前に第7条の規定による改正前の阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第一種市街地再開発事業の施行に関する条例第10条第1項第1号に該当して同条第2項の規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 この条例の施行日前に第8条の規定による改正前の阪神間都市計画事業(芦屋国際文化住宅都市建設事業)第二種市街地再開発事業の施行に関する条例第12条第1項第1号に該当して同条第2項の規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

8 この条例の施行日前に整備法第44条の規定による旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当、勤勉手当及び退職手当の支給については、第9条の規定による改正後の芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第10条、第10条の2第1項及び第11条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

9 この条例の施行日前に整備法第44条の規定による旧地方公務員法第16条第1号を讀替えて適用する改正前の地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「旧地方公営企業法」という。)第7条の2第2項第1号に該当して、旧地方公務員法第28条第4項を讀替えて適用する旧地方公営企業法第7条の2第10項の規定により失職した管理者に係る期末手当及び退職手当の支給については、第10条の規定による改正後の芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第7項及び第3条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

10 この条例の施行日前に整備法第44条の規定による旧地方公務員法第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当、勤勉手当及び退職手当の支給については、第11条の規定による改正後の芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第16条、第17条第1項及び第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(芦屋市消防団条例の一部改正に伴う経過措置)

11 この条例の施行日前に第12条の規定による改正前の芦屋市消防団条例第4条の2第2項の規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

参 照

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例要綱

1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、関係条例において、成年被後見人等に係る欠格条項その他の制限に係る規定を改めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 職員の欠格条項を定める地方公務員法第16条第1号の規定の削除に伴う改正
(第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第9条, 第10条及び第11条関係)

該当条項	内容
ア 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条第1項及び第2項	地方公務員法第16条第1号を引用する規定を削る。
イ 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例第22条第1項及び第4項, 同条例第22条の2第2号, 同条例第22条の4第1項	
ウ 芦屋市職員の退職手当に関する条例第13条第1項第2号	
エ 芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例第12条第1項第2号	
オ 芦屋市水道企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第10条第1項及び第2項第2号, 同条例第10条の2第1項, 同条例第11条第2項第2号	
カ 芦屋市病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第16条第1項及び第2項第2号, 同条例第17条第1項, 同条例第18条第2項第2号	
キ 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条第7項, 同条例第3条第5項	地方公務員法第16条第1号を讀替える規定を削る。

(2) 審査会の委員の欠格事由等の改正（第7条及び第8条関係）

該当条項	内容
ア 阪神間都市計画事業（芦屋国際文化住宅都市建設事業） 第一種市街地再開発事業の施行に関する条例第10条第1項第1号	審査会の委員になることができない者を定めた規定から「成年被後見人及び被保佐人」を削る。
イ 阪神間都市計画事業（芦屋国際文化住宅都市建設事業） 第二種市街地再開発事業の施行に関する条例第12条第1項第1号	

(3) 消防団員の欠格事項の改正（第12条関係）

該当条項	内容
芦屋市消防団条例第4条第1号及び第3号	団員になることができない者を定めた規定から「成年被後見人及び被保佐人」を削るとともに「心身の故障のため職務の遂行に支障があり，又はこれに堪えない者」を加える。

(4) 関係法律の条項の繰上げによる引用条項の整理（第1条及び第6条関係）

該当条項	内容
ア 芦屋市職員の分限の手續及び効果に関する条例第5条第1項	地方公務員法第16条第1号の削除による号の繰上り
イ 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第24条第2項第2号	児童福祉法第34条の20第1項第1号の削除による号の繰上り

(5) その他所要の規定の整備

3 施行期日等

(1) 令和元年12月14日

(2) 経過措置

ア 2(1)について、この条例の施行日前に旧地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員等に係る期末手当、勤勉手当及び退職手当の支給については、なお従前の例による。

イ この条例の施行日前に2(2)及び2(3)に該当して失職した場合の効果については、なお従前の例による。

地方公務員法新旧対照表抜粋（令和元年12月14日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正後	改正前
<p>（欠格条項）</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争若しくは選考を受けることができない。</p> <p>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、<u>刑に処せられた者</u></p> <p>(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>（降任、免職、休職等）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2 職員が、<u>次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを休職することができる。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、<u>条例で定めなければならない。</u></p> <p>4 職員は、第16条各号（<u>第2号を除く。</u>）の<u>いずれかに</u>該当するに至ったときは、<u>条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。</u></p>	<p>（欠格条項）</p> <p>第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争若しくは選考を受けることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し<u>刑に処せられた者</u></p> <p>(5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>（降任、免職、休職等）</p> <p>第28条（略）</p> <p>2 職員が、<u>左の各号の一に該当する場合には、その意に反してこれを休職することができる。</u></p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>3 職員の意に反する降任、免職、休職及び降給の手續及び効果は、法律に特別の定めがある場合を除く<u>外、</u>条例で定めなければならない。</p> <p>4 職員は、第16条各号（<u>第3号を除く。</u>）の<u>一に</u>該当するに至ったときは、<u>条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。</u></p>

児童福祉法新旧対照表抜粋（令和元年12月14日施行分）

（下線部分は、改正部分）

改正後	改正前
<p>第18条の5 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる ことができない。</p> <p><u>(1) 心身の故障により保育士の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第34条の20 本人又はその同居人が次の各号のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p><u>(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(2) この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(3) 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</u></p>	<p>第18条の5 次の各号のいずれかに該当する者は、保育士となる ことができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第34条の20 本人又はその同居人が次の各号<u>（同居人にあつては、第1号を除く。）</u>のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。</p> <p><u>(1) 成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p><u>(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(3) この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p><u>(4) 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者</u></p>

成年後見制度の概要

1 成年後見制度とは

精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な方々について、その判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護する制度（民法上の制度）

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為		民法 13 条 1 項所定の行為 （借金、訴訟行為など） <small>*1 家庭裁判所の審判により、上記以外も同意権・取消権の範囲となる。 *2 日常生活に関する行為は除く。</small>	申立ての範囲内での家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法 13 条 1 項所定の行為の一部）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上 <small>*1、*2</small>	同上 <small>*2</small>
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	同左
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や法人役員、公務員等の地位を失うなど	医師、税理士等の資格や法人役員、公務員等の地位を失うなど	

※公職選挙法の改正により、選挙権、被選挙権の制限はなくなった（平成25年）

2 利用件数

平成28年末日時点で203,551人（後見：161,307人、保佐：30,549人、補助：9,234人）

〔備考〕 認知症者数 : 約462万人（平成24年）
 知的障害者数（在宅） : 約 47万人（平成23年、18歳以上、年齢不詳含む。）
 精神障害者数（外来） : 約335万人（平成26年、20歳以上、年齢不詳含む。）

今回の見直しの基本的考え方について

成年後見制度利用促進委員会「議論の整理」(H29.12.1)より

考え方

【成年後見制度の利用の促進に関する法律】

- 成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳を重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべき。

課題

【成年被後見人等に係る欠格条項に対する指摘】

- ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョン（社会的包摂）を基本理念とする成年後見制度を利用することで、逆に各資格等から排除されることになるのではないか。
- 成年後見制度は財産管理能力に着目した制度であり、各資格等において求められる能力とは質的なずれがあるのではないか。
- 同程度の判断能力であっても、成年後見制度を利用している者のみが各資格等から一律に排除され、能力を発揮する機会が失われているのではないか。
- 欠格条項が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つとなっているのではないか。

今回の見直し

【欠格条項の見直し一括整備法案】

- 成年被後見人等であるという理由で一律に資格等から排除する仕組みを改め、各資格等にふさわしい能力があるかどうかについて個別的・実質的な審査を行う仕組みへと見直す。
- 各省庁所管の資格等における欠格条項を一括して見直す。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人(成年被後見人等)の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる。

【改正内容】

成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定等(欠格条項)を設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、各制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定(個別審査規定)へと適正化するとともに、所要の手続規定を整備する(180法律程度)。

(1)公務員等 : 国家公務員法、自衛隊法等

⇒原則として現行の欠格条項を単純削除。

※現行制度において、採用時に試験や面接等により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合においても病気休職、分限などの規定が既に整備されている。

(2)士業等 : 弁護士法、医師法等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、就任時に試験や個別審査規定により適格性を判断し、その後、心身の故障等により職務を行うことが難しい場合の登録の取消しなどの規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(3)法人役員等 : 医療法(医療法人)、信用金庫法(信用金庫)等

⇒原則として役員^の欠格事由から成年被後見人等を削除し、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、役員^の欠格事由から成年被後見人等を単純削除。

(4)営業許可等 : 貸金業法(貸金業の登録)、建設業法(建設業の許可)等

⇒原則として現行の欠格条項の削除を行い、併せて個別審査規定を整備。なお、個別審査規定が既に整備されている場合、現行の欠格条項を単純削除。

(5)法人営業許可等 ⇒ 上記(4)と同様

- ### 【施行期日】
- ①欠格条項を削除するのみのもの→原則として公布の日
 - ②府省令等の整備が必要なもの→原則として公布の日から3月
 - ③地方公共団体の条例等又はその他関係機関の規則等の整備が必要なもの→原則として公布の日から6月
 - ④上記により難しい場合→個別に定める日